

令和5年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和5年度11月補正予算等関係)

地域社会振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年11月定例会議案説明資料目次

地域社会振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		市町村課	4
		女性応援課	5
		ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課	6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
3 節の明細		10	
4 繰越明許費に関する調書		11	
5 債務負担行為に関する調書		12	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第10号	鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例	県民参画協働課	13
第13号	鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)	県民参画協働課	24
第16号	財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について	とっとり弥生の王国推進課	27
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子産業体育館)について	スポーツ課	28

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	とっとり弥生の王国推進課	33

議案説明資料総括表

地域社会振興部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村課 西部総合事務所 県民福祉局	675,273	2,798	678,071				2,798	
人権尊重社会推進局 女性応援課	42,240	9,954	52,194	4,977			4,977	
スポーツ振興局 ねんりんピック・関西 ワールドマスターズ ゲームズ推進課	185,054	5,000	190,054			5,000		
地域社会振興部 計	9,925,720	17,752	9,943,472	4,977		5,000	7,775	
<p>説明</p> <p>【主な事業】</p> <p>(西部総合事務所県民福祉局) ・鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費 2,798 千円</p> <p>(女性応援課) ・(新)女性のキャリアアップ支援事業 9,954 千円</p> <p>(ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課) ・(新)ねんりんピック「ようこそようこそ鳥取運動」推進事業 5,000 千円</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費 <地方機関計上予算>

西部県民福祉局（電話：0859-31-9655）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業費	567,829	〔債務負担行為〕 16,286	〔債務負担行為〕 16,286				〔債務負担行為〕 16,286	
トータルコスト	583,423	2,798	570,627				2,798	
従事する職員数	2.0人	0.1人	2.1人	(補正に係る主な業務内容)				
米子市・PFI事業者との調整、契約事務、支払い事務								

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

PFI（民間資金を活用した公共施設の整備）手法により整備し、令和5年10月に全館供用開始した県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎について、県及び米子市が事業者へ割賦で支払う建設費用とあわせ、建設費用に係る割賦金利を事業契約書により、基準金利を引渡日の2営業日前の金利で確定させ支払うこととなっているため、引渡日（令和5年9月30日）の2営業日前（令和5年9月28日）をもって基準金利を確定させ、金利支払額を変更し、令和5年度支払分の増額と令和6年度以降支払分の債務負担行為を設定する。

また、事業契約締結（令和3年3月）後の物価高騰及び労務費上昇による維持管理費の上昇について、令和6年度以降にかかる維持管理費を改定し、増額分について県と米子市で按分負担するものとし債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	内容	予算額
1 基準金利変更に伴う割賦金利の増	基準金利確定日における金利で割賦支払にかかるサービス対価の改定を行う。 ○割賦金利支払期間 令和5年度～令和14年度 ○契約時割賦金利 〔適用金利1.358%：基準金利0.058%+提案スプレッド1.3%〕 鳥取県 23,094,332円（米子市9,309,054円、計32,403,386円） ○確定時割賦金利 〔適用金利2.281%：基準金利0.981%+提案スプレッド1.3%〕 鳥取県 39,307,141円（米子市15,844,247円、計55,151,388円）	令和5年度支払分 2,798 【債務負担行為】 令和6年度以降支払分 13,419
2 維持管理費の増	維持管理業務のうち、指標の変動幅が基準（指数変動幅が±3ポイント以上で改定）を上回った「修繕更新業務」にかかるサービス対価について改定を行う。 ○指標 建設物価指数月報/建設費指数 契約時 (R3.3) 106.0p 評価時 (R5.3) 120.4p 変動14.4p	【債務負担行為】 令和6年度以降支払分 2,867
予算額	令和5年度 令和6年度～14年度（債務負担行為）	2,798 16,286

3 今後のスケジュール

- 令和5年12月 契約金額変更にかかる仮契約締結
- 令和6年2月 2月議会に契約金額変更にかかる附議案上程
- 令和6年3月 令和5年度分サービス対価支払（割賦元本及び割賦金利、維持管理費）
- 令和6年4月 サービス対価支払
- ～令和15年4月

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
1目 企画総務費

女性応援課（内線：7791）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)女性のキャリアアップ支援事業	0	9,954	9,954	4,977			4,977	
トータルコスト	0	10,734	10,734	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との連絡調整、委託契約・補助金事務等				

事業内容の説明

【「地域女性活躍推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

女性管理職等のネットワークづくりやその継続・拡大の支援や女性を対象としたキャリア形成等に資するメンター派遣、研修会の開催、多様な分野で活躍する女性（ロールモデル）の発信のほか、女性の活躍推進に向けた学校における自発的活動を支援することなどにより、企業等における女性のキャリアアップを応援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1 【新規】働く女性のネットワークづくり	<繋がる場の提供> ● 様々な職種や立場の女性従業員が、キャリアに関する不安や悩み等を相談・共有できる場（セミナー形式）を提供し、ネットワークづくりを後押しする。 [実施方法] 企画を公募し、県委託事業（上限500千円）として開催 ※ネットワークの形成等に重点を置いて実施	1,500
2	<活動支援> ● 経営者・管理職・中堅職員等により形成されたネットワークの自発的な活動やその拡大に資する活動を支援し、ネットワークの自立化・強化を応援する。 [補助率] 2/3 [補助上限] 200千円 [想定件数] 5件 [具体的な活動例（想定）] ・ネットワークの活動継続に向けたSNS開発及びホームページ作成 ・ネットワークの活動充実を目的とした県外先進事例の視察、外部専門家による助言指導等	1,000
3	<伴走支援> ● 県内で実践的に活躍する女性などによるネットワークの伴走支援を行い、管理職になることへの不安払しょくや、キャリアアップへのモチベーション向上を図る。 [支援方法] 形成されたネットワークへ「女性活躍ネットワーク会議（※）」のメンバーをメンターとして派遣しアドバイスを実施、交流会や意見交換会等を開催	890
4 女性のリーダー育成・スキルアップ	● 中堅女性従業員、管理職等を対象にした女性のキャリア形成やスキルアップに関する研修会を開催する。 [実施方法] キャリアコンサルタント等を講師とした研修会を県主催で開催。	2,812
5 女性ロールモデルの発信	● 県内の様々な分野で活躍している女性（ロールモデル）を広く県民に紹介し、管理的地位に就くことを目指す女性の不安の払しょくや女性活躍の活性化につなげる。 [発信媒体] 新聞、ホームページ [内容] 入職のきっかけや仕事に対するやりがい、家庭と仕事を両立していく上での工夫等自身の経験談を発信	1,100
6 女性の職域拡大に向けた取組 (情報通信業、建設産業、農林水産業)	● 女性を対象に、情報通信分野における仕事への理解や認知の拡大を図るための講座を開催する。 ● 誰もが働きやすい建設産業を実現するための具体的方策を意見交換する催し等を実施する。 ● 県内各地の女性農業者等の働き方改革、ステップに応じた研修等を実施する。（県全体研修、働き方改革モデル実証、普及所研修等）	1,667
7 次世代女星育成事業	● 小・中・高・大学と連携し、女性の活躍推進に向けた学校における自発的な活動を支援する。 [支援例(内容は学校との協議により決定)] ・女性の参画が少ない分野で活躍する方による講話 ・女性従業員と学生との意見交換会 ・本県ゆかりの女性先駆者に関する企画展示 など	985
計		9,954

(※) 女性活躍ネットワーク会議

女星活躍とっとり会議に属し、女性視点で女性活躍のための仕掛けを企画・実施する組織。主に県内企業の代表や管理職を務める女性メンバーで構成。

3 事業目標・取組状況・改善点

女性管理職等のネットワークづくりの支援、女性を対象としたキャリア形成等に資する研修会の開催等を進め、管理的地位に占める女性割合の増加も見られるところではあるが、個々の活動の継続・拡大を図り、キャリアアップ等を目指す女性を応援する。

本年度は、令和4年12月補正予算（令和5年度に繰越）「笑顔でつなぐ女性活躍推進事業」（12,532千円）の中で当該支援、研修会の開催等に取り組んでいるところ。今回、国の経済対策として女性のネットワークづくり等への支援に要する経費が盛り込まれたことから、早期に予算化しこれに取り組もうとするもの。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
5目 スポーツ振興費

ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課 (内線：7908)
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ねんりんピック「ようこそようこそ鳥取運動」推進事業	0	5,000	5,000			<基金繰入金> 5,000		
トータルコスト	0	8,899	8,899	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	市町村・事業者等との連絡調整、補助金交付事務				

事業内容の説明

【「鳥取県ねんりんピック基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

開催まで1年を切った「ねんりんピックとっとり大会」に向け、実施本部を立ち上げ全庁組織体制へ移行するとともに、市町村や関係団体等と連携し、「ようこそようこそ鳥取運動」を展開、全県をあげての機運醸成・おもてなし体制の強化を図る。

2 主な事業内容

<実行委員会負担金 5,000千円>

内容
<p>【市町村リレーイベント(市町村との協働による県民参加型イベント)】</p> <p>ねんりんピックとっとり大会開催に向けた機運醸成を図るため、愛媛県から引き継いだ大会旗を“バトン”とした「全市町村リレーイベント」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バトンの披露に併せて、地域のショッピングセンターや駅など住民が集まる場で、各市町村それぞれの地域・独自性を活かした「リレーイベント」を開催。 ・リレーイベントでは、地元開催種目紹介やねんりんピック出場経験者の体験談披露、開催種目の体験など「大会を知る」きっかけを作るだけでなく、選手団へのメッセージカード・歓迎装飾製作などを通じて「大会に参加」する機会を創出する。
<p>【県民活動支援】</p> <p>県民や企業・民間団体等による県内の機運醸成や選手団のおもてなしに向けた活動を支援する。</p> <p><活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わず誰でも楽しめるねんりんピック種目体験会の開催 ・大会に向けた環境美化意識向上に資するクリーンアップイベントの開催 ・大会プログラムの一つでもある郷土芸能の披露を通じた大会PR <p><上限額> 100千円/団体</p>
<p>【広報・宣伝経費】</p> <p>大会広報・機運醸成を強化するため、街頭でのデジタルサイネージ広告等を行う。</p>

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各市町村実行委員会と密に連携するとともに、本県では、先催県の例より半年早く大会実施本部を設立し、全庁体制により大会成功や機運醸成を進めている。
- ・大会を通じて地域や世代を超えた交流を深めるとともに、県民自らが「鳥取らしいおもてなし」を企画・実践することにより来県者と県民の心が通い合う大会を目指す。
- ・大会の魅力や楽しさだけでなく、鳥取県の多様な魅力についても発信することで、選手団をはじめ多くの方々の来県意欲の高揚を図る。
- ・本年6月にキャラバン隊を結成、ボランティアセンターを立ち上げ、大会認知度向上や県民の大会参画機運醸成を図っている。(当初予算「ねんりんピック鳥取大会開催準備事業」のうち15,039千円)
- ・また、市町村を支援し、地域を挙げた心温まるおもてなしを实践する体制づくりを進めている。(6月補正予算「おもてなし体制整備事業」9,500千円)
- ・今回さらに、県民や企業・民間団体等による機運醸成や選手団へのおもてなしに向けた活動を支援し「ようこそようこそ鳥取運動」を展開、全県をあげての機運醸成・おもてなし体制の強化を図ろうとするもの。

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち地域社会振興部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	660,114	200,600	860,714	186,227		186,227	612		612
2	給 料	3,127,736	424,440	3,552,176	782,253		782,253			
3	職員手当等	3,505,250	1,147,660	4,652,910	428,610		428,610			
4	共 済 費	1,197,493	176,000	1,373,493	306,713		306,713			
5	災 害 補 償 費	300		300						
6	恩給及び退職年金	5,424		5,424						
7	報 償 費	328,577	1,509	330,086	24,749	1,409	26,158	1,493		1,493
8	旅 費	247,093	1,652	248,745	52,273	1,252	53,525	2,733		2,733
	費用弁償	39,799		39,799	13,774		13,774	568		568
	普通旅費	149,391	400	149,791	18,246		18,246	1,813		1,813
	特別旅費	57,903	1,252	59,155	20,253	1,252	21,505	352		352
9	交 際 費	2,860		2,860	300		300	200		200
10	需 用 費	647,074	113,600	760,674	138,836		138,836	32,597		32,597
11	役 務 費	525,123	26	525,149	46,032	26	46,058	15,195		15,195
12	委 託 料	6,963,705	10,460	6,974,165	3,359,938	8,860	3,368,798	673,815	2,798	676,613
13	使用料及び賃借料	1,209,585	505	1,210,090	40,465	205	40,670	10,931		10,931
14	工 事 請 負 費	2,392,028		2,392,028	1,220,521		1,220,521	311,343		311,343
15	原 材 料 費	858		858	858		858			
16	公有財産購入費	3,554		3,554	3,554		3,554			
17	備 品 購 入 費	127,886		127,886	56,988		56,988	1,650		1,650
18	負担金、補助及び交付金	10,642,136	176,000	10,818,136	2,795,617	6,000	2,801,617	4,223		4,223
19	扶 助 費	300		300						
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金	38,443		38,443	36,643		36,643			
22	償還金、利子及び割引料	156,900		156,900						
23	投資及び出資金									
24	積 立 金	222,794	3,880,000	4,102,794						
25	寄 付 金	34,820		34,820	34,820		34,820			
26	公 課 費	379		379						
27	繰 出 金	3,000		3,000						
	予 備 費									
	計	32,043,432	6,132,452	38,175,884	9,515,397	17,752	9,533,149	1,054,792	2,798	1,057,590
財 源 内 訳	国庫支出金	3,153,571	4,977	3,158,548	330,270	4,977	335,247	982		982
	地方債	2,324,000		2,324,000	1,302,000		1,302,000	400,000		400,000
	その他	2,784,293	5,000	2,789,293	1,391,451	5,000	1,396,451	6,001		6,001
	一般財源	23,781,568	6,122,475	29,904,043	6,491,676	7,775	6,499,451	647,809	2,798	650,607

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち地域社会振興部								
	1項 総務管理費			2項 企画費					
	7目 財産管理費						1目 企画総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬				180,628		180,628	173,974		173,974
2 給 料				774,695		774,695	774,695		774,695
3 職員手当等				421,822		421,822	421,822		421,822
4 共 済 費				303,669		303,669	303,669		303,669
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費				22,948	1,409	24,357	3,152	1,409	4,561
8 旅 費				45,670	1,252	46,922	11,709	1,252	12,961
費用弁償				12,160		12,160	7,130		7,130
普通旅費				13,955		13,955	2,760		2,760
特別旅費				19,555	1,252	20,807	1,819	1,252	3,071
9 交 際 費				100		100	100		100
10 需 用 費				80,561		80,561	9,958		9,958
11 役 務 費				22,607	26	22,633	7,032	26	7,058
12 委 託 料	567,829	2,798	570,627	2,618,958	6,062	2,625,020	17,540	6,062	23,602
13 使用料及び賃借料				26,935	205	27,140	5,473	205	5,678
14 工 事 請 負 費				890,634		890,634			
15 原 材 料 費				858		858			
16 公有財産購入費				3,554		3,554			
17 備 品 購 入 費				55,338		55,338	221		221
18 負担金、補助及び交付金				1,461,859	6,000	1,467,859	8,540	1,000	9,540
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金				36,643		36,643			
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金				34,820		34,820			
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	567,829	2,798	570,627	6,982,299	14,954	6,997,253	1,737,885	9,954	1,747,839
財 源									
内									
一									
財 源									
国庫支出金				321,673	4,977	326,650	28,286	4,977	33,263
地方債	243,000		243,000	902,000		902,000			
その他				956,191	5,000	961,191	1,994		1,994
一般財源	324,829	2,798	327,627	4,802,435	4,977	4,807,412	1,707,605	4,977	1,712,582

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

節 款 項 目	2款 総務費			地域社会振興部合計			
	うち地域社会振興部						
	2項 企画費						
	5目 スポーツ振興費			補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	1,465		1,465	189,751		189,751	
2 給 料				816,264		816,264	
3 職員手当等				446,203		446,203	
4 共 済 費				318,920		318,920	
5 災 害 補 償 費							
6 恩給及び退職年金							
7 報 償 費	2,392		2,392	30,797	1,409	32,206	
8 旅 費	8,872		8,872	57,742	1,252	58,994	
費用弁償	836		836	14,288		14,288	
普通旅費	4,950		4,950	19,575		19,575	
特別旅費	3,086		3,086	23,879	1,252	25,131	
9 交 際 費				300		300	
10 需 用 費	7,880		7,880	142,083		142,083	
11 役 務 費	5,598		5,598	48,031	26	48,057	
12 委 託 料	594,162		594,162	3,412,838	8,860	3,421,698	
13 使用料及び賃借料	5,052		5,052	42,876	205	43,081	
14 工 事 請 負 費	214,286		214,286	1,220,521		1,220,521	
15 原 材 料 費				858		858	
16 公有財産購入費				3,554		3,554	
17 備 品 購 入 費	21,202		21,202	56,988		56,988	
18 負担金、補助及び交付金	800,680	5,000	805,680	3,065,031	6,000	3,071,031	
19 扶 助 費				1,500		1,500	
20 貸 付 金							
21 補償、補填及び賠償金				36,643		36,643	
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積 立 金							
25 寄 付 金				34,820		34,820	
26 公 課 費							
27 繰 出 金							
予 備 費							
計	1,661,589	5,000	1,666,589	9,925,720	17,752	9,943,472	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,699		5,699	493,879	4,977	498,856
	地方債	183,000		183,000	1,310,000		1,310,000
	その他	236,070	5,000	241,070	1,391,463	5,000	1,396,463
	一般財源	1,236,820		1,236,820	6,730,378	7,775	6,738,153

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
負担金、補助 及び交付金	働く女性のネットワークづくり活動支援補助金	1,000
5 目 スポーツ振興費		
負担金、補助 及び交付金	ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会負担金	5,000

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2 総務費	2 企画費	1 企画総務費	女性のキャリアアップ支援事業費	女性応援課	9,954	9,954	4,977			4,977	国の補正予算により行う事業のため年度内完了が困難なため。
		2 企画調査費	とっとり若者活躍推進事業費	県民参画協働課	26,648	3,374				3,374	サステナブルとっとり甲子園事業について、令和5年度に行う地域づくりプランの公募、選定及びプランの実現に向けた磨き上げ結果を踏まえ、補助事業を令和6年度中を通じ着実に実施するため。
		6 文化財保護費	史跡青谷上寺地遺跡整備事業費	とっとり弥生の王国推進課	500,417	28,019	14,009	8,000	4,763	1,247	史跡整備事業に係る土木工事の一部について、隣接する水田耕作との調整が生じたことから工程の延長が必要となったため。
地域社会振興部 合計							18,986	8,000	4,763	9,598	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和5年度 東部庁舎庁舎管理費	東部地域振興事 務所	千円 23,611		千円	令和6年度から 令和8年度まで	23,611	千円	千円	千円	千円 23,611	清掃業務委託・ 移動梯子設備保 守点検業務委 託・ポンプ類保 守点検業務委託
令和5年度 中部総合事務所運営事業	中部総合事務所 県民福祉局	618			令和6年度から 令和7年度まで	618				618	車庫棟機械警備 業務委託
令和5年度 鳥取県西部総合事務所新 棟・米子市役所靴町庁舎 整備等事業費	西部総合事務所 県民福祉局	16,286			令和6年度から 令和14年度まで	16,286				16,286	割賦金利・維持 管理費増額分
令和5年度 西部総合事務所費（日野 振興センター管理運営 費）	日野振興セン ター日野振興局	32,115			令和6年度から 令和8年度まで	32,115				32,115	清掃業務委託・ 吸収式冷温水発 生機保守点検業 務委託

条例名等	鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由</p> <p>情報公開及び個人情報保護に関する審査請求に係る調査審議の適正化を図るため、鳥取県情報公開審査会に鳥取県個人情報保護審査会を統合し、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に改組する等所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正</p> <p>ア 鳥取県情報公開審査会を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に改める。</p> <p>イ 審査会の所掌事務に個人情報の保護に関する法律の規定による審査請求に係る調査審議を加える。</p> <p>ウ 審査会の委員の定数を7人以内(現行 5人以内)に拡充する。</p> <p>エ その他所要の改正を行う。</p> <p>(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正</p> <p>ア 鳥取県個人情報保護審査会を廃止する。</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律の規定による諮問は、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に行うものとする。</p> <p>ウ その他所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、令和6年1月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(3) 次の条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>ア 鳥取県住民基本台帳法施行条例</p> <p>イ 鳥取県公文書等の管理に関する条例</p> <p>ウ 鳥取県附属機関条例</p>

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3章 鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u> (<u>第22条—第33条</u>)</p> <p><u>第4章 略</u></p> <p><u>第5章 略</u></p> <p><u>第6章 雑則(第40条—第44条)</u></p> <p>附則</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3章 鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」と</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p><u>第3節 鳥取県情報公開審査会(第22条—第27条)</u></p> <p><u>第4節 審査請求に係る調査審議の手続(第28条—第33条)</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 雑則(第40条—第43条)</p> <p>附則</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県情報公開審議会</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3節 鳥取県情報公開審査会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、<u>鳥取県情報公開審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」という。)を設置す</p>

いう。)を設置する。

(1) 略

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 個人情報保護法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務（以下この条において「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第2条第1項第1号ア若しくはイに掲げる機関若しくは法人又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下これらを「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報

る。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号及び第2号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

第4節 審査請求に係る調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公

又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求（第18条の3第1項又は公文書条例第18条に規定する審査請求に限る。次条及び第30条において同じ。）に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、前2項の資料若しくは意見書又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による主張書面若しくは資料（以下これらをこの条において「資料等」という。）が提出されたときは、その写しを当該資料等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあるときは、この限りでない。
- 6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

（意見書等の提出）

第30条 審査関係人は、審査請求に係る事件に関し、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条

文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は意見書を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

（意見書等の提出）

第30条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）

において「意見書等」という。)を提出することができる。

2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料（以下この条において「主張書面等」という。）が提出されたときは、その写しを当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第22条第3号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

(雑則)

第33条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第4章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、第2章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

を提出することができる。

2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第3章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

第5章 略	第4章 略
第6章 略	第5章 略
(罰則) 第43条 略	(罰則) 第43条 略
第44条 <u>前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。</u>	

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 個人情報の保護 第1節 略 第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第18条—第27条）</u> 第3章 略 第4章 罰則（第30条） 附則 第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u> <u>（鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問）</u> 第18条 <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び法第129条の規定による諮問は、情報公開条例第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にするものとする。</u> 2 略 <u>第19条から第27条まで 削除</u>	目次 第1章 略 第2章 個人情報の保護 第1節 略 第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会（第18条—第27条）</u> 第3章 略 第4章 罰則（第30条— <u>第32条</u> ） 附則 第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会</u> <u>（設置等）</u> 第18条 <u>次に掲げる事務を行うため、鳥取県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u> <u>（1）法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> <u>（2）法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u> 2 略 <u>（組織）</u> 第19条 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u>

(委員)

第20条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第21条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第22条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第18条第1項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3名をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第18条第1項第1号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3 総会及び部会は、会長が招集する。

4 総会は、会長が議長となる。

5 総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。

8 審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報であつて、諮問を受けた審査請求に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第25条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第78条の規定にかかわらず、審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとする

<p>第30条 略</p>	<p>るときは、当該送付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第18条第1項第2号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第27条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。</p> <p>第30条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第31条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第32条 略</p>
---------------	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第22条の規定により設置されている鳥取県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）は、第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年2月6日までの間に任命される委員の任期は、改正後情報公開条例第24条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県個人情報保護条例（以下「改正前個人情報保護条例」という。）第18条第1項の規定により設置されている鳥取県個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされている諮問は、新審査会にされた諮問とみなす。

2 旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る改正前個人情報保護条例第20条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第5条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第18条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県公文書等の管理に関する条例(平成23年鳥取県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(<u>鳥取県情報公開審査会</u>への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black;">(1) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項		(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県個人情報保護審査会</td> <td style="border: 2px solid black;">(1) 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第18条第1項各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td>鳥取県情報公開審査会</td> <td>鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第18条第1項各号に掲げる事項		(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項	鳥取県情報公開審査会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項
名称	調査審議する事項																		
略																			
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項																		
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項																		
名称	調査審議する事項																		
略																			
鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第18条第1項各号に掲げる事項																		
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項																		
鳥取県情報公開審査会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項																		

略

略

条 例 名 等	鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (鳥取県個人情報保護条例の一部改正)																																																																																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の改正理由 受益と負担の公平の確保を図るため、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 条例の概要 (1) 保有個人情報の開示請求に係る手数料のうち、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量が25 g 以下のもの</td> <td rowspan="9">1 件につき</td> <td>560 円</td> <td>590 円</td> </tr> <tr> <td>重量が25 g を超え、50 g 以下のもの</td> <td>600 円</td> <td>630 円</td> </tr> <tr> <td>重量が50 g を超え、100 g 以下のもの</td> <td>620 円</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>重量が100 g を超え、150 g 以下のもの</td> <td>690 円</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>重量が150 g を超え、250 g 以下のもの</td> <td>730 円</td> <td>760 円</td> </tr> <tr> <td>重量が250 g を超え、500 g 以下のもの</td> <td>870 円</td> <td>900 円</td> </tr> <tr> <td>重量が500 g を超え、1 kg 以下のもの</td> <td>1,060 円</td> <td>1,090 円</td> </tr> <tr> <td>重量が1 kg を超え、2 kg 以下のもの</td> <td>1,520 円</td> <td>1,550 円</td> </tr> <tr> <td>重量が2 kg を超え、4 kg 以下のもの</td> <td>1,830 円</td> <td>1,860 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和6年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】日本郵便株式会社の郵便料金改定(令和5年10月1日改定)により、代金引換料金の改定(265円→290円)が行われたことを反映するものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重量の区分</th> <th colspan="3">内訳</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>普通郵便規格内</th> <th>代金引換料金</th> <th>送金料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 g 以下のもの</td> <td>84円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>594円</td> </tr> <tr> <td>25 g を超え、50 g 以下のもの</td> <td>120円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>50 g を超え、100 g 以下のもの</td> <td>140円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>100 g を超え、150 g 以下のもの</td> <td>210円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>150 g を超え、250 g 以下のもの</td> <td>250円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>250 g を超え、500 g 以下のもの</td> <td>390円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>500 g を超え、1 kg 以下のもの</td> <td>580円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>1,090円</td> </tr> <tr> <td>1 kg を超え、2 kg 以下のもの</td> <td>1,040円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td>2 kg を超え、4 kg 以下のもの</td> <td>1,350円</td> <td>290円</td> <td>220円</td> <td>1,860円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	改正前	改正後	重量が25 g 以下のもの	1 件につき	560 円	590 円	重量が25 g を超え、50 g 以下のもの	600 円	630 円	重量が50 g を超え、100 g 以下のもの	620 円	650 円	重量が100 g を超え、150 g 以下のもの	690 円	720 円	重量が150 g を超え、250 g 以下のもの	730 円	760 円	重量が250 g を超え、500 g 以下のもの	870 円	900 円	重量が500 g を超え、1 kg 以下のもの	1,060 円	1,090 円	重量が1 kg を超え、2 kg 以下のもの	1,520 円	1,550 円	重量が2 kg を超え、4 kg 以下のもの	1,830 円	1,860 円	重量の区分	内訳			合計	普通郵便規格内	代金引換料金	送金料金	25 g 以下のもの	84円	290円	220円	594円	25 g を超え、50 g 以下のもの	120円	290円	220円	630円	50 g を超え、100 g 以下のもの	140円	290円	220円	650円	100 g を超え、150 g 以下のもの	210円	290円	220円	720円	150 g を超え、250 g 以下のもの	250円	290円	220円	760円	250 g を超え、500 g 以下のもの	390円	290円	220円	900円	500 g を超え、1 kg 以下のもの	580円	290円	220円	1,090円	1 kg を超え、2 kg 以下のもの	1,040円	290円	220円	1,550円	2 kg を超え、4 kg 以下のもの	1,350円	290円	220円	1,860円
区分	単位	改正前	改正後																																																																																			
重量が25 g 以下のもの	1 件につき	560 円	590 円																																																																																			
重量が25 g を超え、50 g 以下のもの		600 円	630 円																																																																																			
重量が50 g を超え、100 g 以下のもの		620 円	650 円																																																																																			
重量が100 g を超え、150 g 以下のもの		690 円	720 円																																																																																			
重量が150 g を超え、250 g 以下のもの		730 円	760 円																																																																																			
重量が250 g を超え、500 g 以下のもの		870 円	900 円																																																																																			
重量が500 g を超え、1 kg 以下のもの		1,060 円	1,090 円																																																																																			
重量が1 kg を超え、2 kg 以下のもの		1,520 円	1,550 円																																																																																			
重量が2 kg を超え、4 kg 以下のもの		1,830 円	1,860 円																																																																																			
重量の区分	内訳			合計																																																																																		
	普通郵便規格内	代金引換料金	送金料金																																																																																			
25 g 以下のもの	84円	290円	220円	594円																																																																																		
25 g を超え、50 g 以下のもの	120円	290円	220円	630円																																																																																		
50 g を超え、100 g 以下のもの	140円	290円	220円	650円																																																																																		
100 g を超え、150 g 以下のもの	210円	290円	220円	720円																																																																																		
150 g を超え、250 g 以下のもの	250円	290円	220円	760円																																																																																		
250 g を超え、500 g 以下のもの	390円	290円	220円	900円																																																																																		
500 g を超え、1 kg 以下のもの	580円	290円	220円	1,090円																																																																																		
1 kg を超え、2 kg 以下のもの	1,040円	290円	220円	1,550円																																																																																		
2 kg を超え、4 kg 以下のもの	1,350円	290円	220円	1,860円																																																																																		

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第16条関係）				別表（第16条関係）			
手数料の種類	開示の実施の方法		手数料の額	手数料の種類	開示の実施の方法		手数料の額
略				略			
写しの送付に係る手数料	写しの交付に送付を伴うもの	重量が25グラム以下のもの	1件につき <u>590円</u>	写しの送付に係る手数料	写しの交付に送付を伴うもの	重量が25グラム以下のもの	1件につき <u>560円</u>
		重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき <u>630円</u>			重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき <u>600円</u>
		重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき <u>650円</u>			重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき <u>620円</u>
		重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき <u>720円</u>			重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき <u>690円</u>
		重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき <u>760円</u>			重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき <u>730円</u>
		重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの	1件につき <u>900円</u>			重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの	1件につき <u>870円</u>
		重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき <u>1,090円</u>			重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき <u>1,060円</u>
		重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき <u>1,550円</u>			重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき <u>1,520円</u>
		重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき <u>1,860円</u>			重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき <u>1,830円</u>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料の額については、第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例 名 等	財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について																																				
提 出 理 由	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり財産を取得することについての議決(平成21年1月27日議決)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。</p>																																				
及 び 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">変 更 後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変 更 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 財産の内容</td> <td colspan="2">1 財産の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>102</u>筆</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか<u>101</u>筆</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数 量</td> <td style="text-align: center;"><u>78,514.40</u>平方メートル</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> <td style="text-align: center;"><u>78,262.40</u>平方メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 相手方</td> <td colspan="2">2 相手方</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳥取市青谷町 個人 ほか<u>66</u>名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳥取市青谷町 個人 ほか<u>65</u>名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 取得予定価格</td> <td colspan="2">3 取得予定価格</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1,113,203,448</u>円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1,109,773,448</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	変 更 後		変 更 前		1 財産の内容		1 財産の内容		種 類	土地	種 類	土地	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>102</u> 筆	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>101</u> 筆	数 量	<u>78,514.40</u> 平方メートル	数 量	<u>78,262.40</u> 平方メートル	2 相手方		2 相手方		鳥取市青谷町 個人 ほか <u>66</u> 名		鳥取市青谷町 個人 ほか <u>65</u> 名		3 取得予定価格		3 取得予定価格		<u>1,113,203,448</u> 円		<u>1,109,773,448</u> 円	
変 更 後		変 更 前																																			
1 財産の内容		1 財産の内容																																			
種 類	土地	種 類	土地																																		
所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>102</u> 筆	所在地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>101</u> 筆																																		
数 量	<u>78,514.40</u> 平方メートル	数 量	<u>78,262.40</u> 平方メートル																																		
2 相手方		2 相手方																																			
鳥取市青谷町 個人 ほか <u>66</u> 名		鳥取市青谷町 個人 ほか <u>65</u> 名																																			
3 取得予定価格		3 取得予定価格																																			
<u>1,113,203,448</u> 円		<u>1,109,773,448</u> 円																																			

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子産業体育館）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立米子産業体育館</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市東町一丁目220番地 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>（4）理由 米子産業体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

3 指定管理料の額

83,169,000円（債務負担行為額 83,169,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	27,723,000円
令和7年度	27,723,000円
令和8年度	27,723,000円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費は含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興、地域活性化の取組みや、障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
足立 綾（副委員長）	税理士
西村 正広	鳥取大学医学部医学科講師
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	6 5	3 5. 8
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8. 0
基準 4 (管理の安定性)	3 6	2 0. 2
合 計	1 2 1	6 4. 0
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】</p> <p>主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 2 年間の実績とノウハウを十分に生かし、ラストランへの思いや意気込みを感じた。 <p>○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な点で要望を取り入れ、利用者の立場で管理されている。ラスト 3 年間、今までのノウハウを最大限に生かし、スポーツ活動を広げていただきたい。 ・ トイレ用スリッパについて、上靴の着脱が手間であること及び衛生面を考慮し、上靴のまま履ける大きめのスリッパの導入を検討してほしい。 <p>○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易な補修等を職員で工夫して実施しており、経費の効率化が図られている。 <p>○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前 9 時から午後 1 0 時まで

○休 館 日：毎月第 3 水曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：概ね現行どおり

・ 変更内容：フィットネスルーム料金を、既設の中会議室料金に変更。

・ 変更理由：機材老朽化に伴い、安全を考慮しフィットネスルームを元の会議室としての利用に戻すため。

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

・ 「見るスポーツ」の充実に向けて、プロスポーツチームである B リーグや S / J リーグの観戦が実現できるよう誘致を推進する。

・ (公財) 日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員によるライフステージに応じたスポーツ教室を実施する。(幼児・児童を対象にした体操・体育教室、サッカー教室など)

・ 親子の交流を図ることができるレクリエーション大会を開催する。

- ・産業振興の推進に向け、商工団体等への誘致活動を積極的に推進する。
- ・ケヤキ通り振興会（同地のまちづくり団体）と連携し、ケヤキ通り祭のメイン会場とするなど、地域活性化の取組に寄与する。
- ・（公財）鳥取県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団排除宣言シール」を掲示し、反社会的勢力を抑止する。
- ・安全対策のため、出入口などにセキュリティカメラの導入を検討する。
- ・レルクリアやタブレットの導入で、ストレスのない受付対応を行う。

（４）利用促進のための取組

- ・外国人や障がい者にも配慮した災害時等の情報伝達用のデジタルサイネージ（電子ディスプレイ）を導入する。
- ・内側から施錠できる授乳スペースを用意する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、スポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。
- ・キャンセル料を新設し、直前のキャンセル抑制を通じ、より多くの人々の利用機会を確保する。

（５）経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・毎日使用水量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型への交換や利用者に節水啓発の掲示を行うことで、節水に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・緊急性が低く、容易な補修については、可能な限り職員が行う。

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	地域社会振興部文化財局 とっとり弥生の王国推進 課	物品 保守	電話交換機 電話機	1台 13台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	785,400	令和5年11月1日 ～令和10年10月31日	鳥取県立青谷かみみじち 史跡公園